

## 5. 漁港漁場の計画等における取組（漁港漁場計画班所掌業務）

### （1）漁港・海岸・漁村整備事業の計画

漁業の根拠地となる漁港や漁港に隣接する海岸・漁村において、漁業者の効率的で安心安全な漁業活動等を確保するため、国の補助事業等を活用し、漁港の基本となる施設整備を行います。



整備事例（整備前）



整備前被害状況



整備事例（整備後）

### （2）漁港の安全対策・維持管理

各漁港の適正な利用と快適な環境を確保するため、各漁港にある関係機関と連携し利用状況の監視や不法占用への指導を行う「巡回業務」と、水域・陸域のゴミ拾い等の「清掃業務」を実施し、常時良好な漁港機能の維持に努めています。

#### 実施箇所一覧

| 漁港名          | 委託先      |
|--------------|----------|
| 糸満漁港（北地区）    | 水産公社     |
| 糸満漁港（中・南地区）  | 糸満漁協     |
| 泊漁港          | 那覇地区漁協   |
| 当添漁港         | 与那原・西原漁協 |
| 海野漁港         | 知念漁協     |
| 港川漁港         | 港川漁協     |
| 仲里漁港         | 久米島漁協    |
| 渡名喜漁港        | 渡名喜漁協    |
| 粟国漁港         | 粟国村      |
| 阿嘉漁港         | 座間味村     |
| 南大東漁港（南大東地区） | 南大東漁協    |
| 南大東漁港（北大東地区） | 北大東水産組合  |

#### 航行安全対策事例

夜間航行時の安全確保のため、糸満漁港区域内の航路標識（立標）8か所に蓄光板を設置。



蓄光板設置後の様子

#### 港内における安全対策事例

船舶の往来があり危険のため、事故の未然防止を図ることを目的に遊泳禁止看板を設置。



遊泳禁止看板

### (3) 漁港・海岸施設の機能保全の取組

建設から数十年経過し、老朽化の進行により施設機能が低下している漁港施設では、「機能保全計画」を策定し、保全対策を行う必要があります。

機能保全計画とは、コンクリートの劣化診断等の現況把握により、施設機能を診断し、保全対策の検討や日常の管理を定めた計画のことです。当該結果による計画的な補修・更新工事を行うことで、施設機能を確保し、施設の安全な利用及び、長寿命化を図っています。



PDCA サイクルによる機能保全対策（水産庁ガイドラインより）

#### 日常点検

機能保全計画に基づく日常点検とは、「踏査、陸上目視等の方法で老朽化の進行状況確認、新たな老朽箇所の発見」を目的として行うものです。



### (4) 海業の取組漁港の紹介

漁港施設等活用事業制度に基づき、漁業上の利用を確保したうえで施設や用地等を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

令和7年度は糸満漁港、泡瀬漁港、池間漁港の3漁港について、活用推進計画の策定に向け取り組む。

#### 糸満漁港

高度衛生管理型荷捌施設（イマイユ市場）を起点とした水産物流通の促進のため、冷凍冷蔵施設等の拡充や、漁船乗組員の福利厚生施設整備について漁港利用者から要望がある。

また、漁港周辺に新たな観光ホテル整備の計画に伴い、新たなプレジャーボート係留施設や船揚場整備の要望も地元から上がっており、これらを盛り込んだ活用推進計画について検討しています。

#### 泡瀬漁港

泡瀬漁港で水揚げされるマグロ類等を活用した飲食・物販の提供や、観光客を対象としたセリ見学等の漁業体験による賑わい創出、および漁業者の所得向上に対する要望があり、これらを盛り込んだ活用推進計画について検討しています。

#### 池間漁港

特産品の製造・販売のための加工所・直売所の新設、既存の漁業体験ツアー・観光ツアーの拡充、弁当販売等を含めた食堂の機能強化、観光客を対象とした宿泊所の整備等の要望があり、これらを盛り込んだ活用推進計画について検討しています。